

## 介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者の皆様へ

### 【受領委任払い制度について】

介護保険での住宅改修費（介護予防を含む）の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に保険給付分（9～7割）の支払いを受けるといふ、いわゆる「償還払い」制度を原則としています。

一方、受領委任払い制度は、住宅改修の利用者の支払いを、初めから1割～3割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。

残りの9～7割分については、利用者からの委任に基づき、聖籠町から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。

なお、償還払いについては受領委任払いの登録を行わなくても、従来どおり利用できます。手続き等は、別紙フロー図でご確認願います。

### 【事業者の登録】

受領委任払い制度を取扱うためには、事前に聖籠町に登録していただく必要があります。

受領委任払い取扱事業者の登録は、住宅改修を行う事業者の申請により、事業所ごとに行っていただきます。

### 【代理受領者】

住宅改修費の代理受領者は、原則として事業者の代表者の方となります。

ただし、場合によっては登録する事業所ごとに受領することも可能となります。その場合には、提出書類のほかに別紙委任状（任意様式）を添付してください。

### 【事業者の登録パターン】

事業者登録のパターンとして、次に挙げる3つのパターンが考えられます。

|       | 事業者と事業所が同一の場合 | 事業者と事業所が異なる場合 | 代理受領者を事業所代表者とする場合 |
|-------|---------------|---------------|-------------------|
| 事業者   | A事業者 代表取締役    | A事業者 代表取締役    | A事業者 代表取締役        |
| 施工業者  | A事業者 代表取締役    | B支店 支店長       | B支店 支店長           |
| 代理受領者 | A事業者 代表取締役    | A事業者 代表取締役    | B支店 支店長           |

住宅改修費の代理受領者は、原則として事業者の代表者を想定しています。ただし、場合によっては登録する事業所ごとに受領することも可能となります。その場合（ ）には通常提出する書類のほかに、事業者から事業所に対する委任状（任意様式）の提出を求めます。

なお、個人経営は となります。

### 【提出書類と記入上の注意点】

受領委任払い取扱事業者として登録を行う事業者は、以下の書類を事業所ごとに提出していただきます。

#### 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記様式第1号）

- 申請者欄は、事業者の所在地・名称等を記入してください。
- 複数の事業所を登録する場合は、その事業所分の申請書をそれぞれ作成し、提出してください。
- 振込口座の登録の欄は、事業者名義の口座をご記入ください。  
支店長名義口座等、事業者名義以外の口座を登録する場合は、申請書に、事業者から事業所に対する別紙委任状（任意様式）を添付してください。

### **介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱確約書（別記様式第2号）**

- ・ 申請者欄は、事業者の所在地・名称等を記入してください。
- ・ 複数の事業所を登録する場合は、その事業所分の確約書をそれぞれ作成し、提出してください。

#### **【登録内容の変更等について】**

登録後、事業所の名称及び所在地その他「介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記様式第1号）」に記載した事項に変更があった場合は、「介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書」（別記様式第4号）により速やかに届け出てください。

登録後、登録に係る住宅改修の事業を廃止、休止、再開又は辞退するときは、「介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者廃止・辞退届出書」（別記様式第5号）により速やかに届け出てください。

#### **【利用者等への広報について】**

受領委任払い取扱事業者として登録された事業所に関しては、「介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書」（別記様式第1号）の情報をを用いて一覧表等を作成し、被保険者及び居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行います。

#### **【支給前に利用者が死亡した場合の取扱いについて】**

当該制度は、民法第643条に規定されている委任行為であり、利用者が死亡した場合には民法第653条の規定により委任が終了となります。

ついでには、支給前に利用者が死亡した場合は、利用者の相続人から再度委任を受ける必要があり、介護保険給付金受給権利承継届兼誓約書兼委任状を提出することとなります。当該委任状の提出が遅れると、給付費の支給も遅れる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

申し込み・問い合わせ先

- ・ 聖籠町役場町民課 保険係
- 電 話 0254-27-2111（内線116）
- F A X 0254-27-2119
- E-mail choumin@town.seiro.niigata.jp